

加茂市内の事業主の皆様へ

加茂市事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小企業者の経費負担を軽減させるため、事務所等の賃借料又は上下水道料金の補助を行います。

【対象者】

- * 加茂市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者（全業種）ただし、大型チェーン店を除く。
- * 国の持続化給付金受給者。
- * 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人でないこと。
- * 市税、上下水道料金の未納がないこと。

【補助金額】

1. 市内の主たる事務所または事業所が
 - ア 賃貸の場合は、建物の賃借料の4月分及び5月分（ただし、消費税は含まない。）
 - イ 自己所有の場合は、上下水道料金4月請求分又は5月請求分
- ※ア、イのどちらかに限る
※1事業所につき1回まで申請可能
※上限金額10万円

【必要書類】

1. 加茂市事業継続緊急支援金申請書兼実績報告書
2. 持続化給付金の申請を証明する書類の写し
3. 持続化給付金申請予定の場合は、2019年の確定申告書類の写し（代替書類可）及び減収月の事業収入額を示した帳簿等の写し
4. 賃貸借契約書の写し又は上下水道料金4月請求分又は5月請求分の支払いをしたことを証明する書類の写し

【申請期間】 令和2年5月1日から令和3年2月26日まで

＝お問い合わせ先＝

加茂市商工観光課 商工振興係 TEL：0256-52-0080（内線132）